

令和6年度 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金〔こども加算分〕のご案内

■ 対象世帯

令和6年度、新たに住民税非課税となった世帯 又は 新たに住民税均等割のみ課税となった世帯 であつて、18歳以下の児童がいる世帯

基準日（令和6年6月3日）において東金市に住民登録があり、住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯（令和6年度分）で、以下のいずれかに該当する児童がいる世帯

- 1 18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童
- 2 令和6年6月4日以降に生まれた児童（こども加算の給付を受けた後、新たに生まれた児童など）
- 3 別世帯だが、生計を同一にする18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童

※住民票を移さないまま施設に入所している児童など、基準日時点で実際には申請者と生計を同一にしている児童は除きます。

※令和5年度住民税非課税世帯 又は 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 向けの給付金（いずれも他の市区町村からの同趣旨の給付金を含む。）の対象世帯（未申請・辞退を含む。）と 同一の世帯 及び 当該世帯の世帯主であった方を含む世帯 は対象外です。

■ 支給額

対象児童1人当たり5万円（本給付金は差押禁止及び非課税の対象です。）

■ 給付金の支給手続き

1 「支給のお知らせ」が届いた方

- ・書類返送（申請手続き）等の手続きをせずに給付金を受け取ることができます。
- ・受取口座の変更を希望する場合 や 受給を辞退する場合は、令和6年9月11日（水）までに問い合わせ先に連絡ください。必要書類を送付させていただきます。

2 申請書の提出が必要な方

ア 令和6年6月4日以降に生まれた児童がいる世帯

※こども加算（令和6年度分）の給付を受けた後、新たに生まれた児童がいる世帯など。

イ 別世帯だが生計を同一にする児童（平成18年4月2日以降生まれ）がいる世帯

ウ 東金市から非課税世帯分又は均等割世帯分（令和6年度分）のいずれの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金も受給していない対象世帯

上記のアからウまでのいずれかに当てはまる方は、問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付させていただきます。

※必要書類は市ホームページ、市社会福祉課窓口でも配布しています。

3 基準日の前後に離別等があった方

令和6年6月3日（基準日）の前後に死別・離別のあった方や基準日において離婚協議中の方は、一定の要件を満たせば給付金を受けとることができます。下記の連絡先にお問い合わせください。

4 DV等で避難されている方

配偶者やその他親族からの暴力を理由に東金市へ避難していて、東金市に住民登録がない場合でも、要件を満たせばご自身で給付金を受け取ることができます。下記の連絡先にお問い合わせください。

■ 申請書の提出期限

令和6年10月31日（木）【消印有効】

■ お問い合わせ〔令和6年10月31日まで〕

東金市 定額減税補足給付金・価格高騰緊急支援給付金コールセンター

コールセンター ☎ : 0120-296-047

受付時間 : 午前9時～午後5時（土日祝を除く。）

■ 東金市ホームページ

ID番号から記事を検索 記事ID番号：12643 ※半角数字で入力してください。

手順① トップページを表示（右記の2次元コード）

手順② 検索窓の近くにある「ID検索」を選ぶ

手順③ ID番号を半角で入力→検索



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします